



太陽光発電システムの

設置費用を補助します

★環境推進課 ☎ 1173

市では、「地球環境にやさしいまち」の実現に向け、地球温暖化の原因であるCO₂の家庭からの排出削減を進めるため、住宅用の太陽光発電システムを設置する人を対象に、国の補助に加え、費用の一部を補助します。この機会にあなたの家にも太陽光発電を導入してみませんか。



対象 国の補助事業（住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金）を受けて、10月1日（休）以降に市内の住宅（併用住宅も含む）に太陽光発電システムを設置した人又は同システムの設置された建売住宅を購入した人

受付期間 11月9日（月）～平成22年3月15日（月）

※期間中でも予算額に達したところで受付を終了します。ただし、11月13日（金）までに予算額に達した場合は、11月18日（水）に公開抽選会を行います。
補助金額 太陽電池の最大出力1キロワット当たり5万円（上限17万5千円、千円未満の端数は切り捨て）

申込 市役所4階環境推進課にある申請書に必要事項を記入のうえ、本人か同一世帯の家族が直接持参してください。郵送等は受け付けません。

●既存の住宅に太陽光発電システムを設置すると、省エネ改修工事に係る減税制度の対象となります。詳しくは国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）をご覧ください。本庄税務署（☎222111）にお問い合わせください。

※運転免許証、パスポート、健康保険証などの本人確認ができるものを持参してください。法人・代理人による申し込みは受け付けません。

※必要書類は、国の補助金の交付額確定通知書（届いていない場合は、交付決定通知書）・実績報告書（添付書類も含む）の写し、世帯全員の住民票の写し又は登録原票記載事項証明書、市税に滞納がない証明書、案内図などです。

※「補助制度の手引き」を10月1日（水）から環境推進課及び総合支所経済環境課で配布します。

平成21年市議会第2回臨時会

平成21年市議会第2回臨時会が、7月31日に開催されました。今臨時会では、市長提出議案の『土地の処分について』、歳入歳出にそれぞれ4億2、888万6千円を追加し、総額252億5、981万7千円とする『平成21年度本庄市一般会計補正予算（第3号）』の2議案が上程され、原案のとおり可決されました。



議長 早野清氏

議長に早野清氏

堀口勝司議長が7月10日に逝去されたことに伴い、議長選挙が行われ、新たに早野清氏が選出されました。

市内中学生が広島平和祈念式典に参加

非核平和と都市宣言をしている本庄市では、被爆の実態と平和の尊さを学び、戦争や核兵器のない世界をつくる心を育てることを目的に、市立中学校4校から8人の生徒が、8月6日に広島市で行われた平和祈念式典に参加しました。

参加したのは、長島達哉さん・佐藤歩実さん（本庄東中）、塚田翔太さん・田々楽智咲さん（本庄西中）、岡村俊佑さん・黒澤葉さん（本庄南中）、紫藤翔太さん・関口茉莉子さん（児玉中）です。

現地では、事前に広島平和記念資料館の見学、被爆者の



体験講話を聴き、被爆の悲惨さを学びました。

参加した平和祈念式典では、原爆で犠牲になったみなさんのごめい福を祈りました。



あやしいもうけ話にご注意を！

困った時は、消費生活相談をご利用ください

長引く不況の中、サイドビジネス（副業）をしたいと考える人につけこんだ「マルチ商法」「内職商法」等のもうけ話にひっかかり、利益があがらず費用負担だけが残る被害が多発しています。こんな事例にはご注意ください。

事例1



職場の先輩にマルチ商法に誘われて…。

Aさんは、職場の先輩Bさんから「もうかるサイドビジネスがある。」と誘われ、健康食品を販売しているX社の説明会に連れて行かれました。会場では、説明者に「いかにもうかるか」を熱っぽく語られ、すっかりその気に。仕事の内容は、「健康食品を販売すると収入が得られ、販売する会員を増やすと紹介料ももらえる」というものでした。

しかし、その仕事を行うには商品を購入しなければなりません。高額で支払えないとためらっていると「クレジット払いでもいいです。」と言われ、商品を購入し、会員になりました。

Aさんは友人・知人に勧めましたが、だれも健康食品を購入せず、会員にもなりません。結局、売れなかった健康食品とクレジットの支払いだけがAさんに残りました。

事例2

自宅でできる仕事を探して…。



Cさんは、子どもが小さいので自宅でできる仕事を探していました。すると、インターネットで「パソコン入力の仕事をしませんか。Z社の教材で勉強すれば仕事を紹介します。」という広告を見つけました。

早速Z社に資料を送ってもらうと、「教材で勉強し、試験に合格したら仕事を紹介します。試験は簡単でだれでも合格できます。」と書いてありました。パソコンは日常的に使っていて自信もあり、すっかりその気に。教材は高額でためらいましたが、「クレジット払いも可」とあり、購入しました。

3か月かけて勉強し、試験を何度も受けましたが合格しません。Cさんはどうして合格できないのか疑問でしたが、合格しないかぎり仕事を紹介してもらえないので、全く収入は見込めません。結局、教材とクレジットの支払いだけがCさんに残りました。

POINT 1 ～マルチ商法～

「マルチ商法」「ネットワークビジネス」「マルチレベルマーケティング」など、呼び名は違っても同じです。販売する商品は健康食品のほか、化粧品、浄水器、競馬・パチンコ必勝法のソフトなどさまざまです。

「マルチ商法」は、会員を増やすことで利益になります。しかし、実際には会員を増やし続けることは不可能です。例えば、3人ずつ勧誘し $3 \times 3 \times 3 \dots$ と増えていくと、18代目で日本の総人口である1億2千万人を超えてしまいます。

また、自分自身の損失ばかりでなく、勧誘した友人や知人に被害を与える加害者の立場にもなりかねません。

POINT 2 ～内職商法～

「内職商法」とは、業者から商品・サービスを購入し、それらを利用して仕事の依頼を受け、収入を得る取引をいいます。例えば、「購入したチラシを配布し、そのチラシを見た人から商品注文があれば収入が得られる」「ネイルスクールの講座を終了すると、ネイリストとして仕事が紹介される」などです。

POINT 3 ～新たな悪質商法～

最近では、「健康食品を毎月購入することにより年金が支給され、知人を紹介すれば紹介料がもらえる」という商法が問題になりました。未公開株の購入や発展途上国への投資など、不審に思ったら、まずは消費生活相談へ。

消費生活相談窓口

- 毎週月・木曜日 午前9時30分～午後3時30分 本庄市役所1階市民相談室 ★商工課 ☎ 1175
- 毎週金曜日 午前9時30分～午後3時30分 上里町役場2階産業振興課
- ★上里町役場産業振興課 ☎ 1232